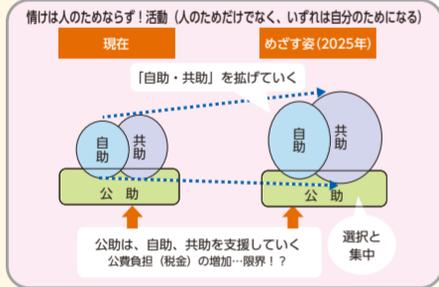


東淀川区地域保健福祉計画を策定しました!! ~「住んでよかった、住み続けたい東淀川区」のまちづくりをめざして~

東淀川区地域保健福祉計画とは

地域コミュニティの中で人と人とのつながりを深め、ソーシャルキャピタルの向上で地域力や健康度を上げ、こどもから高齢者まで誰もの人権が尊重され、災害に強く安全かつ安心して、健康で心豊かに生き生きと暮らし、子育てしやすくずっと住み続けられる快適で活力とにぎわいのある「住んでよかった、住み続けたい東淀川区」のまちづくりをめざし、地域福祉だけでなく、地域保健も取り入れた「東淀川区地域保健福祉計画」を策定しました。

自助・共助・公助とは 住み慣れた地域や家庭で、安心して暮らし続けることは誰もの願いです。そのために、私たち自身ができることは何でしょうか。まず「自助」「共助」「公助」の考え方を理解して実践していくことが大切です。



自助…助けられ上手になる。自分で何かをすること。自らの身を自分で守ること。「健康づくりのために運動する」など
共助…みんなで助け合う・支え合うこと。隣近所が助け合って地域を守ること。「日頃からの声かけ」など
公助…行政の責任で実施すること。「各種子育て支援サービス」など

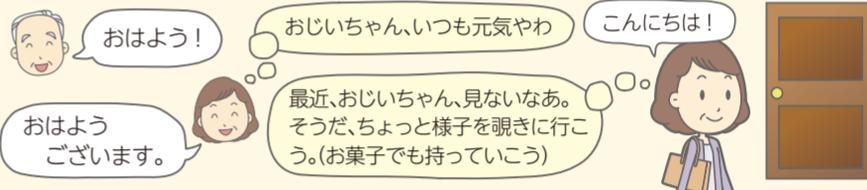
Q 少子高齢化が進んでいるらしいけど、将来的にどうなるの？

A これまでは多くの人数で1人の高齢者を支えていたのが、少ない人数で1人の高齢者を支えていかないとなくなると。その他にも、家庭や地域での「声かけ・見守り・助け合い」といった「自助・共助」の機能が低下しているんだ。だから今のうちから「自助・共助」の考え方や行動の大切さを理解して、みんなで「助け合い・支え合い」のまちづくりをめざすことが必要なんじゃないかな。

・1965年 胴上げ型
65歳以上1人に対して、20~64歳は9.1人
 ・2012年 騎馬戦型
65歳以上1人に対して、20~64歳は2.4人
 ・2050年 肩車型
65歳以上1人に対して、20~64歳は1.2人(推計)

Q なるほど。自分たちで助け合い・支え合えるようになることが大事ってことだね。だけど具体的にはどういうことをしていっていいんだろう？

A まずは、「あいさつ」だね。そうすることで近所の人との顔と名前が一致するし、不安や悩みなどを相談できるようになってくるんじゃないかな。



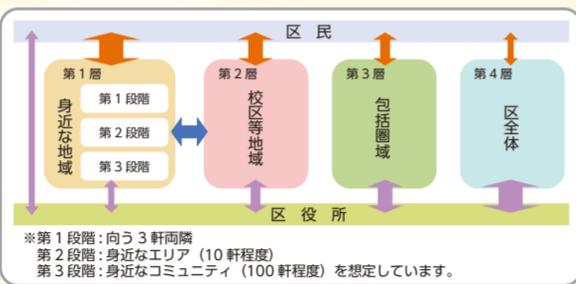
計画書の詳細については、東淀川区役所の窓口においてある冊子やホームページを見て、将来のことをいっしょに考えよう！

※地域や福祉に関するオンラインアンケートも行っているの、そちらもぜひ見てね。



東淀川区地域支援システム図

身近な地域から、区全体までの4層のネットワークにより、支援を必要としている住民を支援する区独自の仕組みです。地域住民をはじめ、地域の関係機関が各取り組みを連携させ、よりよい地域づくりをめざします。



問合せ 地域協働 1階9番 ☎4809-9826

適正な就学を!

実際に住んでいない住所に住民登録をして就学することは、不適正な就学です。不適正な就学と分かれば、入学後でも適正な学校へ転校となります。住民登録を正しく行い、適正な就学をしましょう。

問合せ 住民情報 1階9番 ☎4809-9963

大阪経済大学と「災害に強いまちづくりに関する連携協定」を締結!

大阪経済大学と東淀川区役所は、相互に協力し、災害に強いまちづくりの推進、災害の予防及び災害発生時における応急対策を行うことで、地域社会及び学術研究の発展を図るため、平成29年1月17日に連携協定を締結しました。

今後は、同大学の災害時避難所機能の拡充を図っていただくほか、大学敷地の一部に防災ベンチ等を設置するなど、防災情報発信拠点として整備し、地域も含めた防災訓練等を実施できるように準備を進めます。

問合せ 安全安心 1階9番 ☎4809-9820

介護保険の新しい総合事業が始まります

大阪市では必要なサービスを効果的に提供するため、平成29年4月から、要支援1・2の方の訪問介護、通所介護を利用者の状況に応じて提供できるように再編します。

- Q1 要支援の人のサービスはどう変わるのですか？
 A1 訪問介護と通所介護は、現在と同じ基準のサービスと緩和した基準によるサービス等になります。それ以外のサービス(福祉用具、訪問看護など)は変わりません。
- Q2 すでにサービスを利用している場合はどうすれば良いのでしょうか？
 A2 現状のサービスを継続することもできますし、新しいサービスに変更することもできます。ケアマネジャーにご相談ください。
- Q3 平成29年4月以降に新たにサービスを利用する場合はどうしたら良いのでしょうか？
 A3 サービスを利用するにあたって、要支援認定等の手続きはこれまでと変わりません。区役所、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所にご相談ください。心身の状態に応じた訪問型サービス、通所型サービスを利用することができます。

問合せ 介護保険 2階29番 ☎4809-9859

消火器の訪問点検・販売・回収にご注意下さい!

ご家庭や事業所に消防署や出入りの業者を装って訪問し、予想外の金額を請求する手口が多発しています。

- ★「あやしいな?」と思ったら、絶対に押印・サインをしない!
 - ★ご家族・全ての従業員の皆さまにもお知らせください!
- ※消防署は、消火器や住宅用火災警報器などの点検、販売などは行いません。「おかしいな?」と思った時はすぐにご相談ください。

問合せ 東淀川消防署予防担当 ☎6320-0119

はい! 東淀川区長 金谷一郎です!

区長コラム No.49



1面に掲載している「えほんまつり」も今回で第4回になります。毎回多くの皆さまのご来場をいただいております。気軽にわらべうたや絵本にふれあう機会ですので、ぜひご来場ください。大人の方だけでも大歓迎です。

8面には、当区の保健福祉計画の概要を掲載しました。これからますますの少子高齢化を控え、地域のご近所づきあいの重要性がますます高まります。住民の皆さまが相互に支え合い、きずな・つながりを大切にして、「住んでよかった、住み続けたい東淀川区」を区役所も支援しながら進めていきたいと思っています。よろしくお祈りします。

確定申告の時期ですが、従来区民ホールで行っていましたが「所得税の地区相談会(確定申告会場)」は、2面に掲載してありますように、梅田スカイビルに変わっています。お気をつけください。お問い合わせは、東淀川税務署(☎6303-1141)へ。

読者アンケートであなたの声を聞かせてください!



声の届け先は
こちらから

今回の広報紙の「こんなところが良かった」や「この記事読みにくいなあ」、「この月はこんな記事があるといいなあ」など、色々な声をお寄せください。

問合せ 広報 1階10番 ☎4809-9683

広告掲載枠

